結損益及び包括利益計算書」を加え、同記載上の注意㉓中「、中間連結株主資本等変動計算書及び」を「及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び」に改め、「四半期連結損益計算書」の次に「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」を加える。

第五号様式中【中間連結損益計算書】を【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】又は【中間連結損益及び包括利益計算書】に改め、同様式記載上の注意⑸ａ中「第１条の２に規定する特定会社をいう」を「第１条の２第１項に規定する特定会社をいい、同条第２項の規定により特定会社とみなされる会社を含む」に改め、(q)を(s)とし、(l)から(p)までを(n)から(r)までとし、同記載上の注意⑸ａ(k)中「第65条の２第２項」を「第65条の３」に改め、同記載上の注意⑸ａ中(k)を(l)とし、(h)から(j)までを(i)から(k)までとし、同記載上の注意⑸ａ(g)中「第44条の２」を「第44条の２第１項」に改め、同記載上の注意⑸ａ中(g)を(i)とし、(f)を(h)とし、(e)を(g)とし、(d)の次に次のように加える。

(e)　中間包括利益金額

(f)　包括利益金額

第五号様式記載上の注意⑸ｂ(j)中「第68条の４」を「第68条の４第１項」に改め、同記載上の注意⑸ｂ(n)中「第95条の５の２第２項」を「第95条の５の３第１項」に改め、同記載上の注意⑸ｃ中「(q)」を「(s)」に改め、同様式記載上の注意㉑ａ中「、中間連結株主資本等変動計算書及び」を「及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに」に改め、「要約連結損益計算書」の次に「及び要約連結包括利益計算書又は要約連結損益及び包括利益計算書」を、「記載された連結損益計算書」の次に「及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書」を、「を中間連結損益計算書」の次に「及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書」を、「比較すること」の次に「。なお、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」と、中間連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること」を加え、「この場合」を「上記書類を掲げた場合」に改め、「要約連結損益計算書」の次に「及び要約連結包括利益計算書又は要約連結損益及び包括利益計算書」を加える。

第五号の二様式記載上の注意⑸ａ(i)中「第68条の４」を「第68条の４第１項」に改め、同記載上の注意⑸ａ(j)中「(附属明細表については最近１事業年度)のもの」を「(連結財務諸表規則第８条の３又は財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１事業年度(最近２事業年度に係る財務書類が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度))のもの(附属明細表については最近１事業年度のもの)」に改め、同記載上の注意㉑中「掲げたもの」の次に「(財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。)」を、「以外のもの」の次に「(財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)」を加える。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第八条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「(以下この号において「書類」という。)」及び「(同条第１項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる当該直前事業年度等に係る書類のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第１項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。)」を削り、同条第八号中「(同条第１項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる最近の連結会計年度(連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。以下同じ。)の直前連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第１項又は第二十四条第１項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)」を削る。

第四条第１項第１号ロを次のように改める。

ロ　経営者の責任

第四条第１項第１号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

第四条第二項中「定める」を「掲げる」に、「次に掲げる事項」を「監査の対象となつた財務諸表等の範囲」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第１項第１号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

二　財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

第四条第十四項中「第１項第１号ハ若しくは第二号ハ」を「第１項第１号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号ハ」に、「第三号ハ」を「同項第三号ハ」に、「同項第１号ハ」を「同項第１号ニ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第六項から同条第十三項までを１項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第１項第１号ニに定める」を「第１項第１号ホに掲げる」に改め、「正当な理由による」を削り、「説明又は強調する」を「強調し、又は説明する」に、「記載」を「区分して記載」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第１項第１号ハに定める」を「第１項第１号ニに掲げる」に改め、同項第二号中「重要な監査手続が実施できなかつた事実」を「実施できなかつた重要な監査手続及び当該事実」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の１項を加える。

4　第１項第１号ハに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二　監査が１般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

三　監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四　監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

五　監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。

六　監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

七　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八　監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。